## 初期幕政における二元政治論序説

## 鎌田道隆

## ○ 北島・藤野両氏の二元政治論

として、『徳川実紀』は次の記事をかかげている。年(一六三二)一月二十四日没した。この二日後の出来事として幕府政治の実権をにぎっていた徳川秀忠が、寛永九として幕府政治の実権をにぎっていた徳川秀忠が、寛永九三代将軍徳川家光に将軍職をゆずりながら、なお大御所

御大喪により、関西の諸大名江戸にまかるべからず、又此日、目付宮城甚右衛門和甫京坂に御使し、こたびして、『徐丿与系』に200言『オカカラして

諸大名に対して、葬儀への参列無用と在国とが、幕府の命者であった人物の葬儀に際し、その直臣にもあたる関西の前将軍であり、大御所としてなお実際に幕政の最高実力をえしめ、女院の御方にも御使をつとめしめらる。

令として発せられたというのである。この場合の関西とは、

きであろうし、またこの命令が三代将軍家光の名において関西地方という意味ではなく、西日本全体のことと解すべ

発せられたものであることも注目しておくべきことではな

いかと思う。

らないような国内・国外の特別な異変も見あたらない。の時期西日本の大名のみが在国し領政につとめなければな

列することが許されなかったのであろうか。もちろん、こ

西日本の諸大名は、なぜ江戸に駆けつけ秀忠の大喪に参

て出府してくれば、江戸においてどんな大事件が企てられ秀忠の葬儀参列にかこつけて、西日本の諸大名が大挙し

大名を充分に統制できていないという認識と、大御所といを擁する江戸の幕閣をとらえたのではないか。西日本の諸るかわかったものではない、という危惧と疑念が将軍家光で自所してくれた。江戸家ましてとれた万事を充立てられ

り実力者を失ったところからくる幕政への不安が、**西日本** 

て将軍家光による単独施政でなかったことを、この事件はろ、大八カ年余にわたる。この八年余におよぶ幕藩制支配が決し 者の存て以来、家光の将軍在位は秀忠死没の寛永九年正月まで、 しか元和九年(一六二三)七月二十七日に三代将軍に就任し 大権力諸大名への出府停止令となってあらわれたのではないか。 だろう

八年余だったといえるのではないだろうか。統治という点では、大御所秀忠の力量によりかかっていたといえば言いすぎであろうか。西日本支配をも含めた全国閣が、しっかりと統治できていたのは東日本だけであった

ものがたっている。将軍が、あるいは将軍を中心とする幕

よる幕府政治も、二元政治とよぶことができるのではない大御所とによる協同幕政があったことは確認できより。し大御所とによる協同幕政があったことは確認できより。した御所とによる協同幕政があったことは確認できより。した人御所とによる協同幕政があったことは確認できより。したのでいる。ならば、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政ともかく、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政ともかく、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政ともかく、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政ともかく、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政ともかく、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政ともかく、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政ともかく、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政ともかく、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政ともができるのではない

くないことでもわかる。

大権力者の存在形態に依拠した考え方ということになる。 大権力者の存在をもって二元政治とよんでいるのではない。むし ろ、大御所家康と将軍秀忠は対立しているのではない。むし ろ、大御所家康と将軍秀忠は対立しているのではない。むし 方、大御所家康と将軍秀忠は対立しているのではない。むし を長八(一六〇三)年の江戸開幕は、徳川氏の全国政 権としての地位を明確化したが、その政治組織にも当 権としての地位を明確化したが、その政治組織にも当

た公文書はたんにそれを裏づけるにすぎないものが少年秀忠も父の意志に柔順であった。これはこれ以後の実際には「大御所」として幕政を裏面から動かし、将実際には「大御所」として幕政を裏面から動かし、将来のはいいで

のように見える。それでは、何をもって二元政治論が主張ここには幕政が二元であったという論理は、成立しないか府政治が展開されたという認識を北島氏は示されている。家康の強力な指導と支援のもとに、秀忠を盟主とする幕

されるのであろうか。

成されていたとした。その第一グループは新参譜代・近習 茶屋四郎次郎・亀屋栄仁らの豪商、外国人の三浦按針らと 駿府政権の構成は能力主義的で対照的であった。たとえば、 を小規模にしたような政治機構を駿府につくった」ことに や学者、大久保保長安・伊奈忠次らの代官頭、後藤庄三郎・ 本多正純と若干の譜大名以外に天海・崇伝・林羅山の僧侶 なった。こうした譜代大名による江戸政権の形成に対して、 力が成長して本多正信はしだいに疎外され孤立するように は大久保忠隣・酒井忠世・酒井忠利・土井利勝らの譜代勢 本多父子を軸とする統一政治をめざしたが、江戸の幕閣で 立・抗争の経緯を二元政権または二元政治とみているので 職を退いた家康が、本多正純を側近として、「江戸の幕府 いった多彩な顔ぶれがその中枢にあったというものである。 心の本多正信をこれにあて、正信の子正純を駿府において、 あったという。すなわち、江戸の幕閣と駿府の政府との対 藤野保氏は、駿府政権を分類して四つのグループから構 北島氏や藤野氏の所説によると、問題は慶長十年に将軍 大御所となった家康は、江戸の将軍補佐役として家康腹 理している。すなわち、「幕府それ自身の組織の整備」と、 治が確立する元和政治への方向を決めたと、藤野保氏は整 た。しかし、慶長十七年の岡本大八事件ころからかなり顕 摘している。これに対して江戸政権は徳川家臣団の系譜を る」という二つの課題に応える方策としてとられた二元政 たちでの慶長政治の終結は、譜代勢力を中心とする将軍政 され、二元政治も解消されたという。 大御所家康と本多正信の死を契機として、駿府政権は解体 在化し、大久保長安事件では政争の形をとり、元和二年の は、その矛盾を幕府の危機にまで表面化させることはなかっ の対立となって激化したが、家康の強大かつ巧妙な統制力 政治を固めていたという。 優先する譜代勢力が結集して、関東地方を中心とする幕府 ことから、発言力が強く、全国支配に深くかかわったと指 「統一権力として諸大名を統治し、かつ幕藩体制を組織す の駿府政権は、政治の実権をもつ大御所家康の直下という と代官頭、第四グループを外国人としている。そして、こ そして、この駿府政権の解体と江戸政権の強化というか こうした二元的政権のかたちが、両政権に結集する勢力

出頭人、第二グループは僧侶と学者、第三グループは豪商

治=慶長政治を否定したのが、元和政治であったとしてい

- 48

慶長期の二元政治についての以上のような理解は、北島

正元、藤野保両氏に共通しており、その限りでは幕政初期

した」と、その意義について言及している。

こうした二元政治論が、初期幕政における幕閣の構成と

味し、家光の寛永政治はこのような体制の確立の上に展開 このことは幕府の組織の整備に伴う将軍独裁権の確立を意

における二元政治論は元和以降再登場することはないと判

る。

**-** 49 —

点を整理しながら、新しい二元政治論を提起してみたい。

「二元政治論」の再検討

そのものを根本から問いなおす必要さえ覚える。

以下、論

疑問を禁じえない。むしろ、初期幕政における二元政治論 元政治の前提要件という面ではほとんど解明されておらず は評価できるが、二元政治という概念そのものや、その二 その派閥抗争の理解に一定の意義づけをできた点において

特殊政治形態としての二元政治そのものの解消を意味した。

その意味では一元政治だということになる。それでは、ど ではないということである。両者は補完しあう関係にあり、

大御所家康と将軍秀忠とから政令が二途に出たという意味

確認しておかなければならないのは、二元というのは、

散して二元政治も解消した。そしてこの二元政治の解消は

「慶長政治における二元政治も含めて、初期幕政における

先に追えば、寛永九年正月秀忠の死によって西丸老職は解 譜代層が台頭していくという整理をされている。 経緯から は新旧の譜代層から構成され、このなかから家光側近の新 職が秀忠の側近グループを中心としたのに対し、本丸老職

政治論ということからみてみよう。

**うえに立っていると考えられるので、慶長期における二元** 治については、北島正元氏も藤野保氏もほぼ共通の認識の

問題の所在から、まず整理してみよう。慶長期の二元政

る。具体的な大名についてここでは列記しないが、西丸老(ホッ)

大御所=西丸派と将軍=本丸派の構成について言及してい

の二元政治の形をとって展開することとなった」として、 め、ここに幕政は再び将軍政治(家光)と「大御所政治」 じく大御所(西丸居住)として、政治の実権を掌握したた

藤野氏は、「秀忠は将軍職を譲与したのちも、 家康と同

期政治において「二元政治の再展開」があったことを分析 断される。ところが、藤野保氏は元和政治ののち、寛永初

されている。藤野氏の二元政治再展開論をみておこう。

織であったところに、両政権の対立・抗争があったとみて 対し、江戸政権は三河以来の門閥譜代勢力で固められた組 じて家政の管理を分担させる」かたちのものであったのに を重視するよりも、各界の器量人を起用し、その職能に応 の典型」ともいえる出頭人政府、すなわち「家臣団の系譜 権が「戦国的な政治組織の延長」というか、「家政的職制 立をもって二元とみているようである。北島氏は、駿府政 こが二元なのかといえば、駿府政権と江戸政権の競合・対 期幕政における二元政治の意義づけがかなり明白となって いるように見える。 なったと理論づけている。藤野氏の整理はわかりやすく初 では家康をとりまく多彩な側近によって構成されることに 政権では譜代勢力による官僚政治の形成となり、駿府政権 統治が課題であったこと、そうした政治目的の相違が江戸 が関東内にとどまっていたのに、駿府の大御所政治は全国 し」たという。ここから、江戸の将軍政治はその支配領域

の様相を深めさせたとみているようである。そして、北島 感情的対立が複雑にからんだことも、いっそう二元的政権 いる。しかも、その構造の異なる両政権のなかで、個人的(ユ) くつかの疑問が生じる。江戸幕府の草創期、幕府組織の整 しかし、ここで原点に立ちかえって整理してみると、い

て駿府に移った結果として、二元的政権が誕生したという の設定は見あたらない。あえていえば、家康が大御所となっ 二元的政権を形成しなければならなかったのかという問題 氏においては、なぜ江戸幕府が初期において駿府と江戸の に本拠を構えるまでの期間も、そしてまた元和二年(一六 また慶長十年に家康が大御所となってから同十二年に駿府 長八(一六〇三)年から十年にいたる家康の将軍在任中も、 とは確かである。ということは、この二つの政治課題は慶

治論を展開されている。すなわち、「江戸の将軍政治は当 藤野保氏は、もっと積極的な意義づけの視点から二元政 整備と全国統治という二つの政治課題を反映したものだと 中の期間のみを二元政治とし、その政治形態が幕府組織の **うした素朴な疑問に立脚するとき、大御所家康の駿府在城** て江戸幕府がになわなければならなかったはずである。こ

一六)に家康が没して駿府政権が解消したあとも、

設定かと考えられる。

備・確立と全国諸大名の統治という二つの課題があったこ

する考え方には違和感を覚える。

また藤野氏は右のような政治課題と、大御所と将軍の二

二年で秀忠にゆずったのは、下剋上の思想に最後のとどめ 所となったいきさつについては、「家康が将軍職をわずか 元政治論とを結びつけながら、家康が将軍職を譲って大御

た」と、政権の世襲が目的であったとして、二つの政治課 を刺し、豊臣方に、政権回復の期待を断念させるためであっ

題との関連は全く示されていない。もし、この将軍職の世

論をもちだすならば、家康は全く政治の世界から手を引き、 襲と豊臣方の政権断念を天下に示すためであったという議

大御所家康と将軍秀忠の現実の構図は、将軍職という位置

全権を秀忠に引き継いだ姿勢を示さなければ意味がない。

こそが全国統治というかたちを示していた。藤野氏は元和 をきわめて矮少化し、将軍職は徳川家の家政担当、大御所

のが主であった」と、大御所体制と政治課題との関係を説 に対し、秀忠の場合は、自由な立場で大名統制を強化する 及し、「家康の場合は政権の世襲を示すのが主であったの

九年の将軍家光と大御所秀忠という関係の成立について言

いている。

立し、江戸がその中心地となったと意義づけている。だが 軍政治が統一的封建権力として諸大名に君臨する体制が確 将軍に吸収されたと整理し、その後は名実ともに幕府=将 は解消し、駿府の「大御所政治」機能はことごとく江戸の しておこう。藤野氏は家康の死によって慶長期の二元政治 そして元和末年からの二元政治の再展開論についても検討

先述のごとくその後「秀忠は将軍職を譲与したのちも、家

康と同じく大御所(西丸居住)として、政治の実権を掌握

交替が進み、幕府組織の整備が一応完了する。そして、秀 二元政治構造のもとで将軍独裁権を強化する方向での勢力 政治=西丸老職グループというかたちをとりながら、その 述べている。それは将軍政治=本丸老職グループと大御所 政治」の二元政治の形をとって展開することになった」と したため、ここに幕政は再び将軍政治(家光)と「大御所

安定的な将軍政治が展開されていくと整理されている。 二元政治と認定され、将軍単独の時期には二元政治はない 藤野氏は将軍と大御所が存在するかたちを、原則として

殊政治形態としての二元政治そのものが解消、家光による 忠の死没によって西丸老職も解体し、初期幕政における特

ついでに、藤野氏の慶長政治の終焉と元和政治の展開、 と考えられている。しかし、家康なきあとの元和政治で秀

忠が幕府組織の整備と全国統治という二つの政治課題を統 一的にすすめていたとするなら、なぜ寛永初期に二元政治

ても発せられる。 なければならない。同じ疑問は、慶長期の二元政治につい

結論からいうならば、藤野氏は幕政初期の大きな二つの

という「特殊政治形態」をとる必要あるのかについて答え

7

があり、充分な整合性はまだ得られていないのではないかの提起と将軍独裁権確立過程論との間には、かなりの距離ないという考えが藤野説の基調にある。二つの政治課題論の確立にいたる過渡的政治形態こそが二元政治にほかならめて整理されたものの、結局大御所と将軍という存在形態課題があったことを指摘され、いわゆる二元政治論にから課題があったことを指摘され、いわゆる二元政治論にから

また藤野氏は、寛永年間前期における二元政治によって、

と考えられる。

大御所秀忠の死はそのまま幕政の確立を意味するものであっの基礎は一切の準備を完了するとのべてもいる。はたして、名実ともに家光独裁体制が成立したと評価され、寛永政治家光将軍の独裁権が確立されていき、秀忠の死によって、

ただろうか。秀忠没後にくりひろげられる家光政権の幕政

ことができるような成果は、現在の学界にもないというほ

改革の動向こそ、注目しなければならないと考える。

## 三 東日本と西日本

になったために、幕政史上の二元政治として注目され、そ治上の二大シンボルが登場して、それなりに政治的機能を態」がみられたことは事実である。将軍と大御所という政制幕政において、将軍と大御所とによる「特殊政治形

われた政治形態のひとつだったと考えることができるのでわれた政治とは、将軍と大御所が並立する時期のみの固体と高義づけがおこなわれてきた。しかし、このいわり「現象」に、あまりにも眼をりばわれているのではないり「現象」に、あまりにも眼をりばわれているのではないりと思り。将軍政治と大御所政治の並存というかたちは、がと思り。将軍政治と大御所政治の並存というかたちは、将軍政治とは、将軍と大御所が並立する時期のみの固め、と思り、将軍政治と大御所政治の立ちにある。

いう素朴な疑問が発せられる。この疑問に正面から答えるれれた政治形態のひとつだったと考えることができるのでわれた政治形態のひとつだったと考えることができるのではないだろうか。として、徳川家康はなぜ江戸に幕府が開かれたという事実を前提いたことである。江戸に幕府が開かれたという事実を前提いたことである。江戸に幕府が開かれたといた基本課題に対応して、顕著にあら初期幕政がかかえていた基本課題に対応して、顕著にあら

ば、中央政治の拠点を江戸に定めたことは、「なぜ」と問 京都および京坂を中心として展開されてきた経緯からすれ 重要である。戦国時代の争乱から天下統一事業の動きが、

かはない。ただ、「なぜ江戸に」という疑問のわく理由は

**江戸開幕の理由はいくつも考えられるだろう。だが、歴** 

いたくなる。

ことであろう。 こんだのか、その課題をどのようにして解決し折り合いを 史研究として大事な視点は、なぜにとその理由をさぐると つけていったのかということなどを事実に測して分析する 幕府を開いたことで、徳川政権はどのような問題をかかえ いうことよりも、江戸にどんな幕府を開いたのか、江戸に

政権にとって固有の政治課題であったとの認識に立ってい とりわけ重大な政治課題、誤解をおそれずにいえば、徳川 もちろん、藤野氏も一般論としてとらえているのではなく、 的であり、どの政権においても共通することだともいえる。 幕府の形成と全国統治という政治課題のとらえ方は、一般 統治は、問題の核心をついているといえよう。とはいえ、 期の二つの課題、すなわち幕府の組織整備と全国諸大名の この視点からすれば、藤野氏が提起し整理された幕政初

で、あえて江戸を選択し、江戸型の近世的統一国家形成を まったことになろう。家康は、そのことは充分承知のうえ くのかという難問を、江戸幕府は当初からかかえこんでし のか、西日本を幕府政治のなかにいかにして組みこんでい であったといえよう。その反面、西日本の支配はどうする 組織を形成するという点からはきわめて有利な条件の選択 戸をえらんで幕府を開いた。それは、織田信長ついで豊臣 グランドとし、政治的にも武家政治支配の組たてやすい江 察がなければならない。藤野氏の研究では、この点につい るのだと考えられる。 ての言及がない。 然その原因となっている社会状況や政治状況についての考 徳川家康は、経済的には後進地帯である東日本をバック 徳川政権にとって固有な問題だということになれば、当

り、京都朝廷や寺社などの伝統的権力と豊臣勢力の残存す 秀吉が積極的に活用してきた商業資本を中心にして経済的 な先進地帯であった西日本、京坂を避けたということであ - 53

る政治構造の複雑な京都・大坂を幕府の開設地としては選

択しなかったということである。

江戸に幕府を開くということは、東日本を支配し、幕府

開から実証することができるのではないかと思う。 考えていたとも考えられる。それは、以後の幕府政治の展

をめざした徳川政権としてはできないことであるし、江戸

を中心とする関西・西日本とは、後進地と先進地というよ りに区別できるほどの差違があったと考えられる。 ころであろうが、江戸を中心とする関東・東日本と、京都 日本の境界を厳密にどのあたりとすべきかは議論のあると 文化の全体にわたって、大きな差違があった。東日本と西 慶長年間の日本は、東日本と西日本とでは政治・経済・

ぞれ東三十三カ国、西三十三カ国と国分けされて、江戸枡 世社会でもっとも重要な度量衡器であった枡と秤が、それ 座・秤座、京都枡座・秤座と独立的に支配・管理されてい 東日本と西日本の差違の存在を示す典型的な事例は、近

たことによくあらわれている。

きても、非武家勢力も大きく、豊臣方も残存する京坂・西 配のみ、そして徳川的価値観で東日本は統治することがで 先進地である京坂の経済を統御することは難しい。武家支 経済的な後進地で発せられる江戸の幕府の経済政策で、

東日本へ適用することは、京坂を避けて江戸型の国家形成 はない。しかも、京坂・西日本の先進地型の支配を関東・ 日本を江戸型の支配方式でそのまま統括することも容易で

にあり、七月十五日から十月十八日までは伏見城に在城し

支配と西日本の支配という二元政治の出現を、幕初から必 江戸の幕府が担当する。問題は西日本の支配を、誰がどの 然とせざるを得なかったのである。東日本の支配は、当然 不可能であろう。 ように担当していくのかである。 の政府をこえる政府を京都に設立することなしに、それは 徳川政権は、江戸に幕府を開いたことにより、東日本の 家康における伏見と駿府

なってから同十年四月十六日将軍を秀忠に譲るまでの動向

徳川家康が、慶長八年(一六〇三)二月十二日に将軍と

伏見城にあったが、同日再び上洛し七月十五日まで二条城 二条城に滞在し、四月十六日に伏見帰城。七月三日までは 学両院別当に任じられ、牛車・兵仗を許された。こののち、 十二日に伏見城において征夷大将軍、源氏長者、淳和・奨 を、中村孝也氏の研究によりながら、江戸と京都の滞在に 三月二十一日まで伏見城に在城、三月二十一日に上洛して ついて、その動向を追ってみよう。家康は、慶長八年二月

伏見で過しているわけである。この間八月朔日には公家衆・ て江戸へ下っている。将軍を拝命して、七ケ月余を京都

た。そして、十月十八日伏見を発して、将軍としてはじめ

門跡・諸大名らの八朔の賀を伏見城でうけている。 慶長八年十月十八日伏見を発した家康は、十一月三日に

**江戸城に入り、翌九年二月三十日まで江戸に滞在する。江** 

の途につき、三月二十九日伏見に入っている。伏見では六 戸にあること四カ月足らず、三月一日に江戸を発して上洛

月十四日まで伏見にあり、伏見・京都滯在六カ月半ののち 月十日まで在城し、同日上洛して二条城に入り、七月一日 まで在京している。二条城から伏見に帰城した家康は閏八

慶長九年閏八月十四日に伏見を発した家康が江戸城に入っ

**江戸へ下向している。** 

た日程は明らかでないが、九月初めには江戸に到着したも

城にあった。将軍としての二回目の江戸滞在は約四カ月で したりして、二月十九日になって伏見城に入城している。 あった。正月早々に江戸を発した家康は、途中駿府に滞在 のと考えられ、翌十年の正月九日上洛の途につくまで江戸

この慶長十年の上洛は、将軍職を秀忠に譲るためのもので

あり、秀忠も二月二十四日江戸を出発、三月二十一日に伏

いうかたちでのべてきたが、京都滞在の二条城はかなり儀

見に到着した。

伏見城の家康は、四月七日に将軍職を秀忠に譲りたい旨

見城へ帰った。そして翌四月十六日家康が征夷大将軍を辞 跡・公家衆らの歳首の賀をうけたりして、同月十五日に伏 を奏請し、同月八日二条城に移って参内したり、親王・門 し、秀忠が代って征夷大将軍に就任したのである。

こうしてみると、徳川家康は将軍在任中、江戸に滞在し

任の儀式などが伏見城で行われたためということを割り引 と、朝廷、公家衆・門跡衆との儀礼的対応から、千姫の豊 ないが、京都および伏見滯在中の家康の動向を調べてみる のではないことがわかる。一々についてここでは紹介でき いてみても、江戸に対して京・伏見の比重が決して低いも カ月余となり、圧倒的に京・伏見滞在がながい。将軍就退 たのは約八カ月、いっぽう京・伏見滞在は合計すると十五

城が家康の京坂・西日本支配の拠点であったということで 帰路もかならず伏見城をめざしていることからして、伏見 礼的な活用の場であること、二条城へは伏見城から出て、

城であったのに対し、関西・西日本支配の拠点は伏見城で ある。家康将軍の時代、関東・東日本の支配の拠点が江戸

して幕府政治を展開したのに対し、二代将軍徳川秀忠の場 徳川家康が将軍として江戸と伏見の両拠点に交互に滞在

合はほとんどそうした動きはみられない。秀忠は将軍就任

の日から一カ月を経た慶長十年五月十五日、伏見を発して

江戸へ向った。その後秀忠が上洛してくるのは、九年余を

十日に伏見城に入っているくらいである。このことは、秀 経た慶長十九年の大坂の陣のためのもので、十九年十一月

忠がほとんど西日本支配の問題に関与していないこと、そ して家康がそうした西日本支配を分担していたことを示す

江戸へ下向する秀忠を見送ったのちも、家康は伏見城に残 慶長十年四月十六日に将軍職を秀忠に譲り、五月十五日に 大御所となった徳川家康のその後の動向も追ってみよう。 のではないかと考えられる。

り、五カ月を経た九月十五日に江戸へ向けて伏見を出発。

のち家康が上洛してくるのは、後水尾天皇の即位にかかわっ た。家康の伏見時代もこのときが最後といってよく、この 伏見で過ごし、同年九月二十一日、伏見を発って江戸へ向っ 長十一年四月六日に伏見入りした家康は、また五カ月余を まで五カ月弱を江戸に滯在し、同日上洛の途についた。慶 同年十月二十日に江戸に入った家康は翌十一年三月十五日

年の上洛というように極端に間隔が遠くなっている。慶長 ての慶長十六年の上洛と、やはり大坂陣のための慶長十九

ら誓約書を徴収したことなど、西日本支配にとって重要な 秀頼と二条城で会見したこと、四月十二日に在京諸大名か 心に滞在したものであるが、この間の三月二十八日に豊臣 十六年の上洛は三月十七日から四月十八日まで二条城を中

要課題の一つであったことはいうまでもない。 十年の上洛は、いずれも豊臣征圧という西日本支配の最重

拠地を駿府に定めたことと深くかかわっている。慶長十二

材・財宝も駿府へと運ばせている。これにともない、これ(2)

滞在し、駿府城の本格的な造営をおこなわせ、伏見城の器 年三月に江戸から駿府へ向った家康は同年十月まで駿府に 役割を果たしていることが注目される。慶長十九年、同二 慶長十二年以降に頻繁な上洛がなくなるのは、家康が本

る。 屋敷を伏見から駿府へと引き移すということが起こってい まで伏見城下に屋敷を構えていた大名たちも、あいついで

所となって、江戸滞在もしだいに期間は短かく、間隔は遠月十日から二カ月弱というように江戸を訪れている。大御二カ月、同十三年九月十二日から三カ月弱、同十五年十二駿府に本拠を構えた家康は、慶長十二年十月四日から約

くなっているのがうかがえる。

徳川家康の動きを追ってみると、慶長八年に将軍となっ

さわしい落ちつきを見ることができる。ではないかと考えられ、十二年以降は駿府時代とよぶにふまでは、江戸よりもむしろ伏見滞在の方を重視していたのてから同十二年に駿府を本拠とするまでの大御所時代初期

西日本を別々な政治方針とシステムで支配しなければなら大御所の並立時代が二元政治というのではなく、東日本とつきつめてみると、将軍単独の時代が一元政治で、将軍とを拠点としておこなわれたことを示している。もうすこし戸にいては西日本支配ができないこと、西日本支配は伏見京が、家康の将軍時代から大御所時代初期の動きは、江まず、家康の将軍時代から大御所時代初期の動きは、江

ないという意味での二元政治が、幕府政治の当初から存在

拠点を置いていたことからも充分にうかがえる。 たのに対し、将軍をこえる政治権力をもつ大御所が伏見に忠は就任後まもなく江戸へ下向し以後上洛することがなかっ忠は就任後まもなく江戸へ下向し以後上洛することがなかっにくらべて西日本支配の方が困難さを伴うかたちで江戸幕にたと考えるべきではないかと思り。しかも、東日本支配したと考えるべきではないかと思り。しかも、東日本支配

いて統一的にとり扱うにはまだ若干時期尚早だという判断とと、東日本と西日本支配を分離しつつ、それを江戸におたのかという点をこそ考える必要がある。結果からいえば、たのかという点をこそ考える必要がある。結果からいえば、たのかという点をこそ考える必要がある。結果からいえば、かなぜ駿府をえらんだのかということも考えなければならがなぜ駿府をえらんだのかということも考えなければならがなぜ駿府をえらんだのかということも考えなければならがなぜ駿府をえらの駿府時代について考えてみよう。家康つぎに、大御所の駿府時代について考えてみよう。家康

戸への一拠点化の方へ近づけるのがねらいである。駿府にければならなかったものの、条件がととのえば少しでも江は、やむを得ず伏見を拠点とする西日本支配をおこなわな江戸からの全国へ対しての一元支配が目標であろう。家康徳川氏が江戸に幕府を開いたことは、当然のこととして、

があったのではないかということである。

ではないだろうか。 した二元政治の統合のわずかな第一歩として理解できるの おける大御所政治は、二元政治のはじまりではなく、前述 しかし、慶長十二年に伏見から駿府へと政治拠点を移す られたと考えられる。しかも、家康――勝重ラインのな

治について考えてみたい。相対的に独立したものであったという事例を示し、二元政

西日本支配または上方支配が、江戸における幕府支配とはしたがって、ここでは慶長十二年という年代にこだわらず、らをここに開示することができない。今後の課題としたい。

ことができた条件については、具体的な研究がなく、それ

の「自己で已後載り)

⑤ 西日本支配機構の形成

家康が将軍であるか大御所であるかにかかわらず、家康た時と理解すべきであろう。江戸幕府による西日本支配は、内の政務を担当するように命じられたことはよく知られて任と時を同じくして、板倉勝重が従五位下伊賀守に叙されいる。しかし、京都所司代の正式の成立は、家康の将軍就板倉勝重が加藤正次・米津親勝らとともに、京都および畿板倉勝重が加藤正次・米津親勝らとともに、京都および畿関ケ原合戦の戦後処理を経て、慶長六年(一六〇一)に

――板倉勝重(所司代)を中軸とする系列において進め

後、慶長十二年まではまず豊光寺承兌・円光寺元佶らの主されている。また寺社関係の公事についても、「関ケ原陣

おいて板倉勝重らによって裁許がなされていることが指摘

をは別に、畿内・西日本の問題を処理していく行政組織が実施されていくことはいうまでもない。ただ、江戸の幕閣局な問題処理の必要性の範囲内においてである。江戸の幕閣がら発せられる政令・法令が、所司代を通じて広く伝達・国から発せられる政令・法令が、所司代を通じて広く伝達・とはいえ、幕政・民政のあらゆる部分において、江戸の幕とは別に、畿内・西日本の独居がら発せられる政令・法令が、所司代を通じて広くにきいる。

保長安代官所であった村との池所有争論でもやはり伏見にたは別に、畿内・西日本の問題を処理していく行政組織がたとえば、奈良奉行の成立を論じられた杣田善雄氏の研たとえば、奈良奉行の成立を論じられた杣田善雄氏の研充とえば、奈良奉行の成立を論じられた杣田善雄氏の研充とは別に、畿内・西日本の問題を処理していく行政組織がとは別に、畿内・西日本の問題を処理していく行政組織が実施されていくことはいりまでもない。ただ、江戸の幕閣実施されていくことはいりまでもない。ただ、江戸の幕閣

本的役割が目立つが、慶長十二年十二月の承兌没後は板倉体的役割が目立つが、慶長十二年十二月の承付場合には設府の家康上意を得るという形態をと」と整理している。そして、板倉らが審理を重ねるが「なおと整理している。そして、板倉らが審理を重ねるが「なおと整理している。そして、板倉らが審理を重ねるが「なおと地田氏は結論づけている。

れる畿内近国支配の裁可をうけている。このことは大和の民政上のまた寺社方の公事については所司代板倉に代表さ安が任じられ、大久保長安下代衆が南都に常駐していたが、

初期幕政における大和支配に関しては、国奉行大久保長

あろう。

成立事情があったことを、しっかりと見すえておくべきで東日本と西日本という二元政治を必然化させる江戸幕府のればならない。しかし、そうした政治情勢の変容の背景に、治拠点の移動の意味が重要であることは充分に注目しなけことである。江戸と伏見、江戸と駿府、江戸のみという政

て江戸の政府と京都の政府というかたちがのこったという

東日本と西日本の政治的・経済的・文化的差違に照応す府または江戸につながっていたということである。の支配下にあったことを示している。所司代を通じて、駿口奉行大久保長安を通じて、大和国が幕府(江戸)または国奉行大久保長安を通じて、大和国が幕府(江戸)または国を行大久保長安を通じて、大和国が幕府(江戸)または

点が江戸一カ所に統合されたとしても、その内部機構としという見方も可能であろう。しかし、問題は政治支配の拠慶長十二年以降は江戸と駿府という二拠点に政府があったる初期幕政の機構として、慶長十二年までは江戸と伏見、

寛永前期政治において、家光の西日本政治へのかかわりが

なわち全国政治という大まかな分掌があったと考えられる。の現象は見えにくくなるが、この元和政治の期間にも、東の現象は見えにくくなるが、この元和政治の期間にも、東の現象は見えにくくなるが、この元和政治の期間にも、東かもしれないが、家康の大御所時代に顕在化していた二元政治がもしれないが、家康の大御所時代に顕在化していた二元政治を決定がある。

とが示されているようである。しかも、その西日本支配が

— 59 -

全国支配という意味を強くもっていたことも見えやすい。

えるかたちで西日本支配が、江戸の幕政とは別にあったこ

徳川家康の時代には、伏見であれ、駿府であれ、目に見

比重を増しつつあったとはいえ、その点ではいまだ大御所 (8) る。そしてこの八人衆体制の成立と、時を同じくして江戸(\*\*) とよばれるものであったことも先学によって指摘されてい

秀忠に負りところが大であった。その証左は、本論文の冒

頭において示した寛永九年(一六三二)の西国大名足止め

とを、西国大名在国令は示したものであったし、視点をか 令に見ることができる。家光政権の西日本政治へのかかわ えれば東日本の統治については家光政権としてかなり自信 りが、大御所秀忠の庇護のもとにあってのものであったこ

であった。この家光による西日本問題の処理については、 家光政権にとって、秀忠没後の最大の課題は西日本問題 をもっていたということにもなろう。

寛永十一年の上洛としてすでに注目されて研究も進められ

内々の意志は、秀忠没後間もないころか、おそくとも寛永 九年の末ころには決まっていたものと考えられる。上洛意 つつある。家光が上洛の意志を公表したのは、秀忠の没後 一年四カ月余を経た寛永十年五月三日のことであったが、

志の公表から一年余の準備期間を経て、寛永十一年の七月

であろう。

のが、寛永十一年の上洛であったといっても過言ではない

に上洛は実現する。 (31) い上洛であり、この上洛によって畿内近国八カ国を中心と 家光の寛永十一年の上洛は、きわめて政治的意義の大き

する西日本支配の政治機構が整備され、それが八人衆体制

江戸の幕府機構の整備とは直接的な関係を有しないかたち 寄体制とは直結されていない。寛永十一年の上洛によって、 の幕閣の年寄・六人衆の職掌が整備されていることも注目 に値する。畿内近国支配の幕政機構は、江戸の老中・若年

の成立によって、大御所支配や上洛政治などのかたちをと で、畿内近国支配機構が成立した。この畿内近国支配機構

で挙行されるようになった。そうした幕政の基礎を固めた おこなわれなくなる。将軍職の就任の儀式さえも、江戸城 れない。 らなくてもよい幕府政治が可能となったといえるのかもし 寛永十一年の上洛を最後として、将軍の上洛は幕末まで

期においては関西型すなわち西日本政治=全国支配という 二元政治を明確に打ち出したといえる。もちろん、この時 寛永十一年の上洛は、政治機構として関東型と関西型の

配の要素が移動していることはいうまでもない。家康の時

むしろ関東型の東日本政治機構の方に全国支

意味はなく、

**— 60** ·

幕政の一元化が進められるという構図をとっていると考え 時代には幕府政治は安定的な方向へ急展開し、そのなかで はいるが、二元政治方式をとり入れることによって、家光 と、寛永十一年成立の八人衆体制の強力な政治力によって 二元政治の一元化という視点で幕政史を位置づけてみる が不可欠である。ここでは、東日本と西日本という視点を 的意味をもっているので、細部にまでわたる実証的な研究 の二元政治については、その展開・変遷自体が大きな政治 ける東日本と西日本の二元構造に対応する幕府政治として 加えることなく論説風に叙述してきた。この十七世紀にお

代にくらべると、東日本と西日本の政治的重みは逆転して

以上、江戸幕府における二元政治について、一々実証を

られる。

政治への一元化は大きく進展する。しかし、本来の意味で(\*\*) 制が解体し、京都町奉行体制がとられることにより、江戸 畿内近国支配の整備がすすみ、寛文年間の改革で八人衆体 今後の課題としておきたい。 もった二元政治論の提起ということにとどめ、実証研究を <u>1</u>  $\widehat{\mathbf{H}}$ 增補国史大系 徳川実紀第二篇』五三四頁) 「大**猶院殿御実紀巻**十九」寛永九年正月二十六日(『新訂

徳川政権は、江戸に幕府を開いたことによって、西日本 体的な所説については、本文においてのべる。 せて研究されているのは、北島正元氏と藤野保氏である。具

(2) 初期幕政における二元政治論として、権力構造にかかわら

- 61 -

(3) 北島正元著『江戸幕府の権力構造』四四七~四四八頁

(昭

革をまたなければならなかったのではないかと思う。

の江戸幕府による一元的支配がほぼ完了するのは、享保改

4 和三十九年、岩波書店刊 北島正元氏前掲書四四八頁。

(5) 藤野保著『新訂幕藩体制史の研究』(昭和五十年、吉川弘 年代)」には、駿府政権のグループ分けとともに江戸政権の 文館刊)二四一~二四八頁参照。とくに同書二四二頁と二四 三頁の間に付された第二図「二元政治の構造と機能(慶長10 構造なども含めて藤野説がわかりやすく図示されている。

年間にいたってやっと一元化の政治的基礎が整備され、二 治対象としての二元構造は短期間には解消しがたく、寛文

(6) 藤野保氏前掲書二四二頁。北島氏は江戸政権と駿府政権と

元政治解消の方向が明らかとなる。

積極的に導入し、統一をめざしながら東日本は東日本、西 た。そして、その解決の手段として二元政治という方式を をいかに統治するかという大きな課題を背負いこんでしまっ

日本は西日本としての民政・幕政を展開した。しかし、政

**駿府政権が全国統治の政権であったことを明瞭に指摘した点** で二元政治論を前進させたと評価できる。 いう両政権の対立を二元政治ととらえたが、藤野氏はとくに

- (7) このような評価は北島氏が提出されたが、藤野氏も全く同 様な評価である。
- 8 政治の意義」という見出しがたてられている。 藤野保氏前掲書二五二~二五四頁参照。なお北島氏は、元 |藤野保氏前掲書二四八頁参照。同書では二四八頁に「元和
- 和九年以降の大御所秀忠と将軍家光の並存時代について、 「二元政治」という認識はされていないかに見える。
- <u>10</u> なう秀忠将軍の独裁権の確立と、秀忠死没にともなう家光将 するのか論旨明解ではない。というのは、家康の死没にとも ける特殊政治形態としての二元政治そのものも解消を意味. 忠の死による二元政治の解消が、なにゆえに「初期幕政にお 藤野氏前掲書二五五頁。藤野氏のこの整理では、大御所秀
- (11) 北島正元著『江戸幕府の権力構造』四四九頁。

ていないからであろう。

軍の独裁権の確立の度合がどう異なるのかについて論究され

- 子と大久保忠隣・酒井忠世らとの感情的対立の話題を重視し 北島氏の二元政治論の展開においては、本多正信・正純父
- 13 藤野保著『新訂幕藩体制史の研究』二四二頁

て、権力闘争として叙述されている。

は内外の緊迫した情勢のなかで、一日も早く徳川永久政権を 天下に宜言するというすぐれて政治的な配慮が必要であった」 藤野保氏前掲書二五二頁。藤野氏は「秀忠の任将軍に際し

とのべている。

<u>15</u>

藤野保著『徳川幕閣』(昭和四十年、中公新書)一二九~

- <u>16</u> 一三〇頁。 藤野保著『新訂幕藩体制史の研究』二四八頁。
- <u>17</u> 藤野氏前掲書二五二頁。
- <u>18</u> 江戸幕府は、江戸枡座に対して京都枡座、江戸秤座に対し 藤野氏前掲書二五五頁。
- した衡量制を推進した。ただし、この東西三十三カ国ずつの を特定の町人に請け負わせ、東日本と西日本を当初から区別 て京都秤座というように、江戸と京都に分けて枡と秤の支配

るための機械的な区わけであり、経済の動きや政治のあり方 播磨とのずれがある。枡と秤の東西国分けは、国数を合わせ カ国すなわち山城・大和・摂津・河内・和泉・近江・丹波・ カ国のなかに入れられており、京都所司代支配の畿内近国八 国分けについては、近江、丹波、丹後、但馬などが東三十三

20 十五年、日本学術振興会刊)。 中村孝也著『新訂徳川家康文書の研究下巻之一』(昭和五

との間に相違がある。

- 21 五」慶長八年二月十二日条 (『新訂増補国史大系 徳川実紀 氏の研究によるものである。 第一篇七三頁)。以下の家康の動向に関する記述は中村孝也 中村孝也氏前掲書引『日光東照宮文書』。「東照宮御実紀巻
- 22 23 訂增補国史大系 徳川実紀第一篇』七一八頁) 『当代記巻四』(史籍雑纂所収)慶長十二年閏四月の記事 「台徳院殿御実紀巻三十」慶長十九年十一月十日条(『新

或は畳、或は戸沽却族も有之由風聞」などとある。 四日快晴、此比、大御所近習衆以下、伏見家を少々こほち、 に「閏卯月二日子 雨、此比自伏見金銀又百五駄駿河へ下。

杣田善雄著「幕藩制成立期の奈良奉行」(『日本史研究』二

24 25 二号所収、昭和五十五年刊) 杣田善雄氏前掲論文五~六頁。

<u>26</u> 27 同前。 杣田善雄氏前揭論文六頁。

こうした点は具体的に史料と事実をあげて論証しなければ

村政策のひとつであり、江戸の政府による農村政策の関西へ とができる。この五人組制は関東農村において展開される農 五人組制の一部における実施ではあるが、寛永六年に見るこ ならないが、たとえば、京都近郊でのいわゆる隣組としての

(『京都市史編さん通信』一九七・一九八号、昭和六十年刊) 都および近郊における五人組の成立について(上)(下)」

の浸透をものがたる一事例たりえると思う。鎌田道隆著「京

<u>30</u> 「大猷院殿御寒紀巻廿二」 寛永十三年五月三日条 (『新訂

增補国史大系 徳川実紀第二篇』五九六頁)。

(29) 京都市編『京都の歴史』第五巻(昭和四十七年、学芸書林

31 に江戸城を出発し、七月十一日に入洛し二条城に入っている。 第二篇』六三六~六五八頁)。家光は寛永十一年六月二十日 「大猷院殿御実紀巻廿五」(『新訂増補国史大系 徳川実紀

32

朝尾直弘著『近世封建社会の基礎構造』(昭和四十二年、

文字通り将軍の代理人的な幅広い権限を行使していた」(同 は所司代による畿内西国の幕政は「中央の老中職に直結し、 大坂の直轄化を合議制のはじまりと推定され、元和五年以前 ていたことを分析されている。ただし、朝尾氏は元和五年の 京都所司代を中心とする合議機関の存在によって裏づけられ 的独自性をもつものであったこと、そうした相対的独自性が 制支配」において、畿内西国支配が江戸の幕府支配から相対 お茶の水書房刊)。朝尾氏は同書第五章「畿内における幕藩

書、三二三頁)としている。「中央の老中職」に直結するこ

題であろう。 とと「将軍の代理人的」な支配とが同義であるかどうかが問

(33) 鎌田道隆著『近世都市・京都』(昭和五十一年、角川書店